

馬頭最終処分場整備運営事業について

平成28年11月1日

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

1 事業の目的

那珂川町北沢地区の不法投棄物を撤去するとともに、県内から排出される産業廃棄物を適正に処分し、循環型社会の形成や地域産業の振興に資するため、管理型産業廃棄物最終処分場を整備する。

2 PFI導入の主な経過等

平成27年6月22日	実施方針の策定の見通しの公表 ※PFI法第15条第1項
11月25日	実施方針骨子の公表、意見等の募集
平成28年3月14日	実施方針*及び要求水準書(案)の公表、質問等の募集 ※第5条第1、3項
6月30日	実施方針及び要求水準書(案)の一部変更、意見交換の実施
7月29日	特定事業の選定 ※PFI法第7条 ・VFM 15.1%程度、廃棄物処理事業の効率化等
10月13日	債務負担行為の設定、入札公告* ※PFI法第8条第1項

※今後の予定

平成28年12月 参加表明書の受付

平成29年3月 入札書類の受付、7月 落札者の決定、12月 事業契約の締結

3 本施設の概要

(1) 施設の設置位置	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
(2) 施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
(3) 施設で処理可能とする産業廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、政令第2条第13号廃棄物
(4) 事業区域面積	65.2ha
(5) 埋立面積	約4.8ha
(6) 埋立容量	約600,000m ³

4 事業方式

事業者が、本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

5 業務範囲及び事業期間

(1) 設計・建設工事業務	事業契約成立の日	～	平成34年12月
(2) 運営・維持管理業務(埋立期間)	平成35年1月	～	平成46年12月
(3) 埋立終了後の管理業務	平成47年1月	～	平成48年12月
(4) 不法投棄物撤去業務	事業契約成立の日	～	平成36年12月

6 事業の仕組み

(1) 費用の構成

本事業の費用は、①設計・建設工事費、②運営・維持管理費、③不法投棄物撤去費から構成される。

(2) 収入の構成

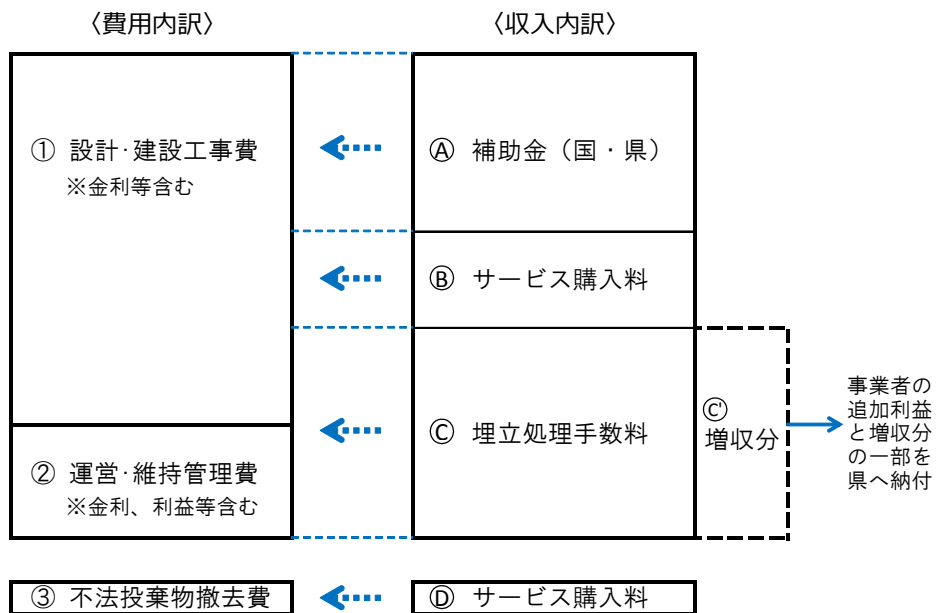
本事業の主な収入は、④廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金（環境省）及びこれに相当する県補助金、⑤特定の施設に係るサービス購入料、⑥埋立処理手数料、⑦不法投棄物撤去に係るサービス購入料を想定している。

(3) 費用回収の考え方

①設計・建設工事費については、「④国及び県の補助金」の交付を受けるとともに、「⑤特定の施設に係る費用の一定割合を県がサービス購入料」として支払うこととしており、残る費用と②運営・維持管理費を事業者が「⑥埋立処理手数料」により回収し、利益を確保する仕組みとしている。

③不法投棄物撤去費については、その費用全額を県が「⑦不法投棄物撤去に係るサービス購入料」として支払う。

【事業の仕組みの概念図】



(4) 埋立処理手数料の設定

埋立処理手数料については、経済・物価の動向、取引の実情等を踏まえ市場性や採算性を考慮し、事業者が任意に設定する。

なお、一定の基準を超える収入があった場合には、その一部を県に納付していただくこと（プロフィットシェア）としており、県は支払ったサービス購入料の回収に充てることを想定している。